

大阪市水道事業管理規程第25号

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<u>第5条</u> <u>削除</u>	(任期付企業職員等の通勤手当) <u>第5条</u> 任期付企業職員等（条例第3条の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員及び任期付短時間勤務企業職員をいう。）に対する給与規程第21条第4項の規定の適用については、「又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項」とあるのは「、育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第3条若しくは第4条」とする。
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

（令和8年9月30日揭示済）